

## 美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付要綱

令和 4 年 12 月 13 日

美波町告示第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、原油価格や電気・ガス料金、食材費等を含む物価の高騰（以下「物価高騰」という。）を受けながらも、介護保険サービス及び障がい福祉サービス等（以下「介護サービス等」という。）の安定的な供給を継続している介護サービス事業所、介護保険施設並びに障がい福祉等サービス事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）に対し物価高騰による介護サービス等の提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぎ、もって高齢者福祉及び障がい福祉の向上に資することを目的として予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その助成金の交付については、美波町補助金交付規則（平成 27 年美波町規則第 19 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象)

第 2 条 美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金（以下「助成金」という。）の交付対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 令和 4 年 12 月 1 日（以下「基準日」という。）時点において、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、美波町地域支援事業実施要綱等に係る別表に掲げる社会福祉施設等又は福祉サービス等に規定される、別表第 1 または別表第 2 に掲げる美波町内に所在する介護サービス事業所等を運営する事業者であること。
- (2) 前項に規定する社会福祉施設等及び福祉サービスは、基準日においてその全部を休止していないものに限る。
- (3) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの間で、第 1 号に掲げる介護サービス事業所等を運営する事業者として介護サービス等を提供した実績があること。ただし、基準日以降に介護サービス等の提供を開始した事業所を運営する事業者についてはこの限りではない。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団（美波町暴力団排除条例（平成 24 年美波町条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和4年4月1日から令和4年11月30日までのうち任意の1～6ヶ月間（以下「助成対象期間」という。）に、助成対象者が町内の事業所においてサービス提供のために支出した次に掲げる経費（別表第1または別表第2に掲げるサービス以外に係る費用を除く。）とする。

(1) 電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油・重油代、食材費

2 助成対象経費のうち、国及び県等から同様の補助金等の交付を受ける場合は、助成の対象から除外する。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条第1項に定める助成対象経費毎に助成対象期間の合計額と前年の当該期間（支出の実績の無い場合は対象外とする。）の合計額を比較し増加した金額とする。この場合において、助成対象経費毎に増加率100分の20を上限とする。

2 助成対象経費毎に助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和5年1月31日までに、美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付申請書（様式第1号）に助成対象経費の根拠となる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付決定通知書（様式第2号）又は美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(調査等)

第7条 町長は、助成金に関し必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた対象事業者（以下「交付事業者」という。）に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付事業者に美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付決定取消(返還)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の規定により、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還命令を受けた者は、指定された期日までに助成金を返還しなければならない。

(延滞金)

第9条 町長は、交付事業者が助成金の返還を命ぜられ、これを正当な理由がなく納期日までに納付しなかったときは、交付規則第16条の規定により延滞金を徴収することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の執行前に、この要綱に基づき申請された助成金に関し、この要綱の失効後に必要となる助成金の交付決定の取消及び返還の手続に関しては、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条関係）

介護保険サービス等
介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 通所介護 地域密着型通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 短期入所生活介護・短期入所療養介護 訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅介護支援 ※各介護予防サービスを含む。また、「通所介護」には、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含む。 養護老人ホーム 短期入所生活介護

別表第2（第2条、第3条関係）

障害福祉サービス
施設入所支援 共同生活援助 短期入所 自立訓練 生活介護 就労移行支援 就労継続支援 児童 発達支援 放課後等デイサービス 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 計画相談支援 障害児相談支援

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）美波町長

事業者住所

事業者名

代表者 職・氏名

印

美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付申請書

美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付要綱第5条の規定により助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1)誓約書（別紙1）

(2)補助対象経費の支出実績額及び交付申請額積算シート（別紙2）

(3)支払を確認できる書類

3 振込口座

金融機関名 銀行・金庫 農協 組合・漁連	金融機関コード	本店 支店 出張所	店名コード
口座番号	預金種別 普通 当座	口座名義	フリガナ

※申請者である事業者名義の口座に限ります。

別紙1（様式第1号関係）

（宛先）美波町長

### 誓約書

1. 美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付申請書及び添付書類について偽りがないことを誓約する。
2. 令和4年12月1日（基準日）時点で、介護サービス又は障がい福祉サービス等の事業を行っており、令和4年4月1日から同年11月30日までの間にサービス提供実績があること。ただし、基準日以降に事業を開始する事業所の場合のサービス提供実績は除く。
3. 支援金受給後も事業を継続する意思があり、引き続き、利用者負担の維持・軽減に努めること。
4. 申請内容確認のため報告を求められた場合、速やかに応じること。
5. 申請内容に虚偽が認められた場合、支援金の取消し又は返還に応じること。
6. 申請にあたり、町税の納付状況を照会することに同意すること。
7. 美波町暴力団排除条例（平成24年美波町条例第14号）第2条第1号から第3号までに該当しないこと。また、当該暴力団等と密接な関係を有していない事業者であること。

私は、美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金の交付を申請するにあたり、上記の事項のすべてについて誓約する。

年 月 日

事業者名

様式第2号（第6条関係）

第号  
年月日

様

美波町長 印

美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付決定通知書

年月日付けで申請のあった美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付申請について、下記のとおり交付することに決定したので、美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 支援金交付決定額 円

様式第3号（第6条関係）

第号  
年月日

様

美波町長 印

美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金不交付決定通知書

年月日付けで申請のあった美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付申請については、下記のとおり交付しないことに決定したので、美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由



様式第4号（第8条関係）

第号  
年月日

様

美波町長 印

美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付決定取消（返還）通知書

年月日付け第号により交付決定のあった美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金について、下記のとおり交付を取り消すことに決定しましたので美波町介護・福祉施設等物価高騰対策助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

なお、これに伴い、下記のとおり助成金の返還を命じます。

記

- 1 取消（返還）理由
- 2 交付決定額 円
- 3 取消（返還）額 円
- 4 返還期日 年月日